

警備業者の皆様へ

【令和6年4月1日以降の認定証の取扱いについて】

- 1 法令の改正等により、令和6年4月1日以降、認定証が廃止され、認定証の再交付、書換え、返納も不要となります。
- 2 各社、認定証に替えて、自社で標識を作成し、主たる営業所の見やすい場所に掲示しなければなりません。
なお、標識はA4用紙で作成し、縦・横どちらでも結構です。
- 3 標識については、除外規定に該当する場合を除き、自社が管理するウェブサイトに掲示しなければなりません。

【除外規定】

次の事項に該当する場合は、ウェブサイトへの掲示は免除されます。

- 常時使用する従業員の数が5人以下の場合
 - 当該警備業者が管理するウェブサイトを有していない場合
- ※ ウェブサイトを他社に委託している場合であっても、掲示義務の免除はありません。

詳しくは、警察本部生活安全企画課生活安全許可センター営業係
又は管轄する警察署の許可等事務担当係まで